

食品の安全について

最新情報

- [食品安全情報](#) - 緊急情報として発表。厚生労働省
 - [輸入食品の安全を守るために](#) - 輸入食品監視指導計画に基づく監視指導等に関する情報。厚生労働省
- [「健康食品」の安全性・有効性情報](#) - 国立健康・栄養研究所
 - [科学的根拠のある情報とは](#) - 食品(食品成分)が、有益(有害)な作用を持っているという情報が、テレビや雑誌などで流されているが、科学的根拠に乏しいものがあるため、理解する上でのポイントを Q&A として掲示。
- [消費・安全](#) - 最新報道発表や注目情報など。農林水産省

食品の基準について

食品衛生法によって、食品ごとに微生物などの残留基準、製造や加工の基準、保存の基準が定められている。

- [食品別の規格基準について](#) - 厚生労働省

残留農薬等のポジティブリスト制度

すべての農薬等に対して、一律基準(0.01ppm)を超えて残留する食品については、原則として販売禁止とする制度。ただし、個別に残留基準が設定されている場合は、その基準により規制する。この制度の導入で例えば海外では使用、日本では残留基準が設定されていない農薬でも規制が可能となった。

- [ポジティブリスト制度について](#) - 厚生労働省
- [残留農薬の基準値一覧表](#) - 日本食品化学研究振興財団

食品表示に関する情報

最新情報

- [食品表示](#) - 消費者庁

アレルギー物質を含む食品の表示

アレルギー症状を引き起こす可能性のある品目については、含有量の多少にかかわらず、表示を義務付けまたは、奨励とされている。

食品衛生法上の措置	アレルギー症状を引き起こす可能性のある特定原材料等
省令で表示義務化	えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生
通知で表示を奨励	あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン
表示方法等	入っているかもしれないという可能性表示は禁止。複合化表示も禁止。微量しか含有していないものは「エキス含有」と記載等細かく指定されている。
アレルギー物質を含む食品に関する表示 Q&A アレルギー表示について (PDF ファイル) - 消費者庁	

JAS マーク

- 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 (JAS 法) に基づく「食品表示」と「JAS 規格」について。
 - [農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律](#) - 任意の制度「JAS 規格制度」と、一定の表示を義務付ける「品質表示基準制度」からなっている。農林水産省

国が認めた商品の JAS マーク		
マークの種類(認定機関名)	説明	規格制定品目
一般 JAS マーク	色、香り、味、水分や強度など、品質についての規格	カップめん、しょうゆ、果実飲料など計 52 品目
有機 JAS マーク	有機栽培された農産物など	有機農産物、有機加工食品、有機畜産物
生産情報公開 JAS マーク	だれが、どこで、どのように生産したかを提供する	生産情報公開牛肉、生産情報公開農産物など
特定 JAS マーク	熟成ハムなら一定期間以上の熟成、地鶏肉なら平飼など、特別な生産や製造方法を満たすもの	熟成ハム類、地鶏肉、手延べ干しめんなど
農林水産省 食品表示と JAS 規格		

特定保健用食品

- [特保\(特定保健用食品\)とは？](#) - 血糖、血圧、血中のコレステロールなどを正常に保つことを助けたり、おなかの調子を整えるのに役立つなどの保健機能を表示している食品。個別に申請し、有効性や安全性等について厚生労働大臣の認可が必要。健康表示(ヘルスクレーム)と特別の許可マークの表示がある。厚生労働省

食品安全確保システム(リスク分析)

リスク分析とは、「食品安全基本法」に基づき、消費者の健康の保護を目的とし、健康への悪影響を未然に防ぎ、リスクを最小限にするためのシステムであり、「食品健康影響評価(リスク評価)」、「リスク管理」、「リスクコミュニケーション」の3つの要素からなる。

[食品安全委員会](#) - 内閣府

食品添加物について

日本で使用が認められている食品添加物は、食品衛生法第10条に基づき、厚生労働大臣が認めたもので、食品衛生法施行規則別第1に収載されている。1995(平成7)年度に食品衛生法が改正になり、指定の範囲が化学的合成品のみから天然物を含む添加物に拡大。法改正当時既に広く、長く使用されているものに対しては、例外的に規定を適応しないことになっており、既存添加物名簿に記載されている。

食品添加物の例(日本で使用が認められているもの)	
指定添加物(化学的合成品)	ソルビン酸、キシリトールなど
既存添加物(天然物)	クチナシ色素、柿タンニンなど
天然香料	バニラ香料、カニ香料など
一般飲食添加物	イチゴジュース(着色用途)、寒天など
(改正食品第10、11条関係)厚生労働省	

遺伝子組み換え食品

安全審査

厚生労働省では、2001(平成13)年4月1日から、安全性審査を食品衛生法に基づき義務化したことから安全性未審査の遺伝子組み換え食品は、輸入、販売等が禁止されている。安全審査は個々の品種や品目ごとに、詳細な審査項目に沿って行っている。これまでに、安全性審査の手続きを経た食品としては、除草剤耐性の大豆、害虫抵抗性のトウモロコシ、高オレイン酸大豆等がある。

- [遺伝子組換え食品の安全性審査について](#) - 厚生労働省
- [安全性審査の手続きを経た遺伝子組換え食品等リスト](#) - 厚生労働省

行政機関等の対策

- [食品安全委員会](#) - 内閣府
 - [食品安全の原理・原則\(リスク分析\)](#) - 農林水産省
 - [食品の安全性に関する用語集](#)(PDFファイル) - 食品の安全性に関する基本的な用語等について解説。食品安全委員会